定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

埼玉県さいたま市南区別所五丁目一五番二号

株式会社さくら経営

代表取締役　井上　一生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

埼玉県行田市向町二〇番一五号

株式会社力王

代表取締役　岡安　秀郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

千葉県松戸市小金三番地高橋ビル五階

株式会社一善社

代表取締役　藤原　正浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番

株式会社ＯＫＩデータ・インフォテック

代表取締役　東　潤一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番三号ＳＢ

ＳヒルズⅡ－４１

Imerys Fused Minerals Japan株式会社

代表取締役　トイシャーミゲル

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

横浜市保土ヶ谷区上星川二丁目五－一五グランカーサアリオス三〇三

ベッツソリューション株式会社

代表取締役　谷田　浩成

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

新潟県妙高市工団町七番七号

株式会社ミヤトウ野草研究所

代表取締役　小川　智

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

大阪市福島区福島七丁目一三番四号

ヤマト自動車株式会社

代表取締役　西口　茂樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ナチュラルエクセレンスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十二月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十一月四日

三重県伊勢市宮川二丁目二番一三号

株式会社林イマニティ

代表取締役　林　豊

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月四日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

ヒヨウラ・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍千葉県松戸市六高台八丁目一四四番地、最後の住所千葉県松戸市六高台九丁目一六八番地の三ブランドールユアサ二〇一号

被相続人　亡　湯浅　武

右被相続人は平成二十七年五月四日死亡し、その相続人は平成二十七年十月二十三日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

茨城県稲敷郡阿見町うずら野四丁目六番地七

相続財産管理人　湯浅　明美

限定承認公告

本籍大阪府吹田市青葉丘南八番、最後の住所大阪府吹田市青葉丘南八番Ｑ－四〇六

被相続人　亡　木村　朋芳

右被相続人は平成二十七年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年十月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

大阪府交野市松塚五－一一

相続財産管理人　津守　瞳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年五月二十日付官報の号外第百十二号五十六頁に掲載されています。

平成二十七年十一月四日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると綜合事務所内

大塚特定目的会社

取締役　池田　卓也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一優先出資四十九億五千七百万一口を四十五億二千七百万一口に消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十二月七日までに当社にご提出ください。

平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｍｉｒａｄａ特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一優先出資十二億七千九百八十万一口を七億九百八十万一口に消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十二月七日までに当社にご提出ください。

平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ２９特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

正誤

ページ	段	行	誤	正
二九	上	三	及び感染症の予	並びに感染症の予防
〃	〃	四	基づき、	基づき、及び同法を実施するため、
〃	〃	一二	一二条	三条

（原稿誤り）

平成二十七年九月二十八日（号外第二百二十号）公布厚生労働省令第百四十七号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

三一ページ上段五行目と六行目の間に次のように加える。

（法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の二第二項の提出）

第七条の四　指定提出機関の管理者が、法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の二第二項の規定による提出を行う場合においては、同項中「同項の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月四日付第二四九号六　四ページ●同日付政府調達第二〇六号二四ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）